

令和8年3月 四万十市農業委員会 議事録

- 1 日 時 令和8年3月6日(金) 午後2時30分～午後4時00分
 2 場 所 西土佐総合支所 2階 大会議室
 3 出席委員

(1) 農業委員 18名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	8	徳留 佳代	14	芝 順子
3	山本 美加	9	坂本 一	15	伊勢脇 精藏
4	桑原 宏文	10	谷崎 容子	16	土居 忠栄
5	井上 靖好	11	遠地 美千代	17	清水 優志
6	加用 雅啓	12	山本 官	18	岡崎 誠
7	安藤 久徳	13	池田 三郎	19	植 俊彦

(2) 農地利用最適化推進委員 7名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	武井 健治	5	宮地 秀之	8	竹村 光一
3	宮崎 幸一	6	室津 平		
4	岡本 尚子	7	宮地 浩		

4 欠席委員

(1) 農業委員 1名

番号	氏名
2	山崎 秀和

(2) 農地利用最適化推進委員 1名

番号	氏名
1	東 正世

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長補佐	宮崎 智也	主幹	山岡 早輝
係長	正岡 研二	主幹 (西土佐地域担当)	今川 和生
係長 (西土佐地域担当)	田中 雄一	会計年度任用職員	岡崎 武

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (5件)
 第2号議案 非農地証明書の交付について (6件)
 第3号議案 農用地利用集積等促進計画案について (4件)
 第4号議案 農業振興地域整備計画の変更案について (9件)
 第5号議案 地域計画の変更案について (9件)
 報告事項
 その他

発言者	発言内容
議長（清水会長）	<p>只今から令和8年3月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。</p> <p>まず事務局より諸般の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは諸般の報告をさせていただきます。</p> <p>欠席の届出がございます。議席番号2番 山崎 秀和委員の1名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中18名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。</p> <p>なお、推進委員は、東 正世 委員より欠席の届出がありました。</p> <p>以上で諸般の報告を終わります。</p>
議長（清水会長）	<p>続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号3番 山本 美加委員、議席番号4番 桑原 宏文委員をお願いします。</p>
議長（清水会長）	<p>それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。</p> <p>番号1。土地の表示は、鍋島字上新川 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農業技術修学歴1年半の43歳の方で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具はトラクター1台、洗浄機1台の所有を予定しております。申請地は住所地から車で約10分の距離となっております。現在、申請地は草が生えている状態ですが、以前は畑として利用されており、取得後は畑として譲受人が生姜をハウス栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。</p> <p>続きまして番号2。土地の表示は、鍋島字上新川 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農業技術修学歴1年半の43歳の方で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具はトラクター1台、洗浄機1台の所有を予定しております。申請地は居住地から車で約10分の距離となっております。現在、申請地は草が生えている状態ですが</p>

	<p>以前は畑として利用されており、取得後は畑として譲受人が生姜をハウス栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。</p> <p>続きまして番号3。土地の表示は、西土佐江川崎字平迫以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴40年の71歳の方で、農作業へ労働力は、譲受人と従業員の二人であり、従事日数は年間160日となっております。</p> <p>農機具は、トラクターを所有しているとのこと。申請地までは、1kmほどの距離となっております。現在、申請地はゆずを栽培しており、取得後は譲受人および従業員が引き続き、ゆずを栽培していくことで周辺の農地に与える影響などはないと思われます。</p> <p>続きまして番号4 議案書は3ページになります。土地の表示は、利岡字楊林寺 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は四万十市利岡にある農地所有適格法人で農作業の受託や農畜産物の加工・運搬・販売をしております。常時雇用者数5名で、農作業への従事日数は年間200日となっております。農機具につきましては、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台を所有し、モア（草刈り機）1台を所有予定とのこと。現在、申請地は草刈りもされ管理されており、取得後は果樹を植えていくことですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。</p> <p>続きまして番号5。土地の表示は、若藤字立野 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴22年の48歳の方で、農作業への従事日数は年間150日となっております。労働力は、譲受人と農作業歴60年の譲受人の父の2人となっております。農機具は軽トラック1台、草刈り機1台の所有しております。申請地は居住地から2kmの距離となっております。現在、申請地は草刈りもされ管理されており、取得後は譲受人が季節野菜を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。</p>
議長（清水会長）	<p>ただいま事務局の説明が終わりました。</p> <p>続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。</p> <p>「井上委員」1番と2番についてお願いします。</p>

<p>● 5番 井上委員 (下田地区担当)</p>	<p>1番2番は隣り合わせの土地になりますので合わせて報告をさせていただきます。今回の譲受人の方は地元の鍋島で現在地元農家に研修中でありましてこの度新規就農で6月からハウスを建設する予定になっている土地です。譲受人と3月4日にお会いしまして現地を確認させていただきましたが、以前はラッキョウを丁寧に作られた方が長年ラッキョウを作ってた所ですが、期間が空いた関係で草が生えていましたが耕作できないような状態にはないぐらいの程度でありました。今回の1番2番のところに關してはそういう栽培とかされておりませんでしたので、けっこう草が生い茂った状態であつたらしいですが、譲受人が買い取りをし周りの果樹等も伐採しておりました。今現在倉庫がありましたけれど、それも許可後撤去して更地という形にして建設する準備を進めるということをお聞きしています。また、今現在は自分が新規就農する段階で自分ひとりの予定ですけれども、労働力は、ハウスを建てた以降は3名くらい期間雇用してもらえる方がいるという予定にあるようです。そういうようなことからこの1番2番については適当であると判断しております。</p>
<p>議長 (清水会長)</p>	<p>宮崎推進委員から、意見などはございませんか？</p>
<p>◇宮崎委員 (下田・八東地区担当)</p>	<p>26日に現地を見に行ってみました。ハウスを建ててショウガを植えるとのことですので、この農地を第3条の規定による許可申請は適当だと思います。</p>
<p>議長 (清水会長)</p>	<p>続きまして、「桑原委員」3番についてお願いします。</p>
<p>● 4番 桑原委員 (西土佐江川崎地区ほか担当)</p>	<p>2月20日遠地委員それから武村推進員、事務局と現地の方を視察いたしました。譲渡人がもう高齢により、柚子を栽培しておりますが管理等が厳しいことで譲受人に受け渡しということになります。この土地はですね、ちょうど隣の土地も3ヶ月ほど前に同じような状態で売買の許可申請が出たところになります。農地法第3条については、影響は申請については問題ないと思われます。以上です。</p>
<p>議長 (清水会長)</p>	<p>竹村推進委員から、意見などはございませんか？</p>
<p>◇竹村委員 (西土佐江川崎地区ほか担当)</p>	<p>2月20日桑原委員と現地の方確認してきました。今説明があつた通りで、前回にも出た土地で管理もされておりますので、今回の申請は適当だと思います。</p>
<p>議長 (清水会長)</p>	<p>続きまして、「山本官委員」4番と5番についてお願いします。</p>
<p>● 12番 山本官委員 (後川地区担当)</p>	<p>それではまず4番について説明をします。2月27日に推進委員の武井さんと二人で譲受人の代表者と会い現地を</p>

	<p>確認いたしました。申請地は作物は植わっていませんがきれいに管理されていました。この案件はですね、譲渡人所有の農業用倉庫を同組合が取得する際にですね、申請農地も一緒に買ってくれないかということで申し出があり、今回の申請となった模様です。譲受人は利岡地域で大企業を行う農事組合法人ですので、取得後は果樹類を植えて、近隣農家には迷惑をかけないようにするというので、許可に問題はないと考えています。</p> <p>次に5番ですが、同日に推進委員の武井さんと一緒に申請人の父親立ち会いで現地確認をいたしました。申請地は草などもきれいに枯れていますけど、形状が悪く面積も狭く譲渡人が耕作を要しなくなったので、申請地と隣接する譲受人にお金はいいからと贈与をいう方で譲るようなことであります。取得後は譲受人もきれいに管理をして季節野菜を栽培するというので、ほかに問題はないと考えます。</p>
議長（清水会長）	武井推進委員から、意見などはございませんか？
◇武井委員 （大川筋・後川地区担当）	<p>4番の方でございますが、今山本委員から説明がありましたとおり、まったく同感の意見でございます。譲受人が農事法人組合ということでございますので手広くやっている状況の中での倉庫が欲しいということから今回の売買に至ったというふうにお聞きしています。</p> <p>それと5番の方ですが、わずかな坪数でもって長年譲受人が野菜を植えておったんですが、植えて続けているその土地の隣が自分の田んぼがあるんですね。地元の仲良しの中での話で贈与という形で権利が移転したということのようにお聞きしております。ほかに問題は全然ないというふうに思います。</p>
議長（清水会長）	<p>以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。</p> <p>ご意見、ご質問はございませんか。</p>
●11番 遠地委員 （西土佐藤ノ川地区担当）	<p>4番についてお聞きしたいんですけど。今回農事組合法人が売買ということで買い取った場合、名義はやはり法人が持つようになるのでしょうか。今まで売買というのが初めてみたいだったので、たぶんこのあたりの法人は続けていかれるという可能性があるからだろうとは思いますが。うちのほうは高齢化してますので、だんだんと続いていった場合、続いてじゃなくて厳しくなった場合、例え</p>

	<p>ば個人が最終的に取得して方がいいんじゃないかみたいなことを考えてたんですけど、こういう売買は普通なんじゃないか。</p>
<p>●12番 山本官委員 (後川地区担当)</p>	<p>この法人は、結構構成員が若いんです。後継者もおりますので、取得をしてやっていっても大丈夫だと思います。まあ取得してやりたいということです。</p>
<p>議長 (清水会長)</p>	<p>他にご意見、ご質問はございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>異議なし</p>
<p>議長 (清水会長)</p>	<p>ご意見・ご質問がないようですので、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、一括採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p>
<p>農業委員</p>	<p>《全員挙手》</p>
<p>議長 (清水会長)</p>	<p>ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。</p>
<p>議長 (清水会長)</p>	<p>続きまして、第2号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>第2号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は4ページになります。</p> <p>番号1。土地の表示は磯ノ川字西駄場、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。2月27日に地区担当の山本委員、岡本推進委員の立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は路面がコンクリートで農地でない状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では倉庫が建っており、既に農地ではない状態となっております。以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われま。</p> <p>続きまして番号2。土地の表示は江ノ村字サミチ、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。2月27日に地区担当の山本委員、岡本推進委員、および申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は山林となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では既に農地ではない状態となっております。</p>

ます。以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われま

す。続きまして番号3。土地の表示は江ノ村字アタゴ山、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。2月27日に地区担当の山本委員、岡本推進委員、および申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は山林となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では既に農地ではない状態となっております。以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われま

す。続きまして番号4。議案書は5ページになります。土地の表示は若藤字南小松、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。2月27日に地区担当の山本委員、武井推進委員、申請代理人の立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は既に農地でない状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では建物が建っており、農地ではない状態となっております。課税状況についても、宅地での課税となっております。以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われま

す。続きまして番号5。土地の表示は渡川二丁目、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。2月27日に地区担当の徳留委員、申請代理人の立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は更地で既に農地でない状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では、農地ではない状態となっております。課税状況についても、宅地での課税となっております。以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われま

	<p>続きまして番号6。土地の表示は西土佐大宮字山神坊、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。2月25日に現地へ向かい、地区担当の篠田委員、宮地推進委員立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は資材置場となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成22年時点の航空写真では既に農地ではない状態となっております。以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われま</p>
議長（清水会長）	<p>ただいま事務局の説明が終わりました。</p> <p>続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。</p> <p>「山本美加委員」1番から3番についてお願いします。</p>
●3番 山本美加委員 （中筋・東中筋地区担当）	<p>1番についてまずお話をさせていただきます。2月21日申請地の現状確認を行いました。当該地が20年くらい前から倉庫として利用されており、その後火災消失したそうです。現在はスクリーンを見てもらったら分かるのですが、セメントで舗装されていて入り口には丸太が数本転び、車での進入も困難な状態です。農地行政上も特に支障はありません。以上のことから非農地証明については適当であると考えます。</p> <p>続きまして2番と3番を一緒にご説明いたします。2番の申請者の娘さんの子供が3番の申請者なので孫にあたるそうです。2月21日申請代理人立会いのもと、申請地がおおよそ分かるところから確認いたしました。現在申請地は昭和46年頃植林した植林木が生育しています。また現地まで車で行くことが困難な山深いところにある畑でもあり、耕作は不可能に近いと判断しました。農地行政上も特に支障はありません。以上のことから非農地証明については適当であると考えます。</p>
議長（清水会長）	<p>岡本推進委員から、意見などはございませんか？</p>
◇岡本委員 （中筋・東中筋地区担当）	<p>1番ですが、5～6年前までは、農業用の倉庫として2階建てで建っていましたが、火事になりその後見てもらったら分かるようになっていました。家を建てていたのでコンクリートが一面に敷いてありますので、農地への復元は無理だと思いますので、この申請の方は妥当だと思います。</p> <p>2と3の方ですが、今山本委員がおっしゃたように、とても現地の方に行くことはできませんということでしたので、写真の方から見ていただいたら分かると思いますが、</p>

	昭和 46 年頃に植林されたそうですので、復元の方は無理だと思しますので、申請の方は妥当だと思います。
議長（清水会長）	続きまして、「山本官委員」4 番についてお願いします。
●12 番 山本官委員 （後川地区担当）	2 月 27 日 9 時 10 分頃会長、事務局、推進委員の武井さんと申請代理人立会いで現地確認をしました。申請地は昭和 13 年頃より宅地として使用されたようですが、今は建物はなくてですね、写真でも分かりますがセメントで覆われてた個所が結構あるような状況でした。人為的に転用して 15 年以上経過しておりますし、これは面と剥がしてまで農地への復旧は困難な状態ではないかと判断してですね、非農地証明の交付は問題ないと考えてます。
議長（清水会長）	武井推進委員から、意見などはございませんか？
◇武井委員 （大川筋・後川地区担当）	2 月 27 日会長はじめ事務局スタッフ、申請代理人、山本委員と私で現地確認を行いました。10 年足らず前だったと記憶がありますが、おじいさんが住んでおられたという経緯がございます。またそこへ建物を建ててこっちに帰って来た時にはそこを利用するというふうに聞いております。所有権については別段影響もないし、問題はないのではないかとというふうに理解しております。
議長（清水会長）	続きまして、「徳留委員」5 番についてお願いします。
●8 番 徳留委員 （具同地区担当）	2 月 27 日事務局職員、会長、申請代理人とともに現地確認を行いました。非農地となった理由とか時期については先ほど事務局の説明したとおりです。平成 10 年頃から隣にある円妙寺の駐車場として利用されていたようです。人為的に転用されてから 15 年以上経過しており農地行政法上も特に必要はありません。以上のことから非農地証明については適当であると考えます。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	2 月 28 日に現地を確認しました。今委員が言われたとおりで特に非農地証明の交付については問題ないと思います。
議長（清水会長）	続きまして、「篠田委員」6 番についてお願いします。
●1 番 篠田委員 （西土佐大宮地区ほか担当）	事務局の説明を繰り返す形になりますが、先月 25 日に宮地推進委員並びに事務局で現地確認を行いました。申請地は地元建設会社の資材置き場として利用されています。

	<p>また、航空写真からも同状態が15年以上続いていることが確認できました。そのため仮に現状復帰したとしても、土壌の汚染への不安が拭えません。また、申請者が大変高齢であることを考えると、今後の管理が継続して行えるかという点も問題です。以上を踏まえまして非農地事務処理要領に乗っ取って申請は適当であると考えます。</p>
議長（清水会長）	宮地浩推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地浩委員 （西土佐大宮地区ほか担当）	先ほど篠田委員が報告したとおりに、まあとても農地に戻そうと思うような状態ではありませんでしたので、今回の申請は妥当ではないかと思えます。
議長（清水会長）	<p>以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。</p> <p>ご意見、ご質問はございませんか。</p>
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第2号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり許可進達することといたします。
議長（清水会長）	<p>続きまして、第3号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積等促進計画案について議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは第3号議案の農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積等促進計画書(案)について諮問がありましたので説明いたします。議案書は6ページ、農用地利用集積等促進計画書(案)は7ページと8ページになります。説明いたします。</p> <p>7ページ番号1になります。借受人は西土佐地区において、主に水稻を栽培している農事組合法人です。今回の申請は、継続となります。貸付人は7名、申請地は議案書記載のとおりです。場所につきましては、前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は賃貸借権と使用貸借権の設定となっております。利用権の期間は、共に公示日より10年間となっております。</p>

	<p>続きまして8ページの番号2になります。借受人は認定新規就農者で、今後施設野菜を栽培する予定です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は3名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、前のスクリーンをご覧ください。3条申請のところの横となっております。まとめてそこで農業を営むということになります。利用権の種別は貸借権の設定です。貸借期間は、公示日より15年間となっています。</p> <p>続きまして番号3になります。借受人は具同地区で水稻の栽培をしている方です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は5名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は使用貸借権の設定です。貸借期間は、公示日より5年間となっています。</p> <p>続きまして、番号4です。借受人は楠島地区で水稻の栽培をしている方です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は貸借権の設定です。貸借期間は、公示日より5年間となっています。以上です。</p>
<p>議長（清水会長）</p>	<p>ただいま事務局の説明が終わりました。</p> <p>続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。</p> <p>「遠地委員」1番についてお願いします。</p>
<p>●11番 遠地委員 （西土佐藤ノ川地区担当）</p>	<p>事務局の説明のとおりなかなか筆数は多いんですけども、推進委員の竹村さんに立ち会っていただいたんですけど、なかなか確認が大変でしたが、この作物水稻が獣害で厳しい状況で作付けがなかなかされてないんですけど、数年前までは作付けをして獣害がありほぼ収入にならなかったの、今草刈りをして維持管理するのがやっとという状況なんですけれども、管理する人がおりませんので、今高齢になってしまった組合が受け継いで後から若い世代の方がまた開けてくれるのを待ってる状況です。この法人が受けてくれることが一番適正ではないかと思しますので、この案件に対しましては適当だと判断いたしました。</p>
<p>議長（清水会長）</p>	<p>竹村推進委員から、意見などはございませんか？</p>
<p>◇竹村委員 （西土佐藤ノ川地区ほか担当）</p>	<p>今委員の方から詳しい説明がありまして、広範囲で久しぶりに田んぼの周りを歩きました。なかなか荒れるまではいってませんが草が生えちよつたと、きれいにちゃんと管理されておりましたので、あと引き継がれる方がきれい</p>

	に耕作なり管理していつてもらえることを祈るくらいです。この案件については適当だと思われます。
議長（清水会長）	続きまして、「井上委員」2番についてお願いします。
●5番 井上委員 （下田地区担当）	3条で売買のやつで出てきたのが、この今スクリーンにある赤枠の外になります。その赤枠の中に今回3名の方が所有者でおりまして、その方に確認の電話をしたところ、間違いないとそういうふうになっているということでお伺いしまして、3月4日先ほど売買のところで立ち会って話をしていた時に、この赤枠の方は比較的きれいにされている状態ですが、先ほども言ったようにちょっと作っていない間がありましたので、ちょっと草は生えてましたけども、すぐさまハウスを建てて耕作していける状態であります。新規就農で話してみると非常によかったですし、若い方で40歳代で今からバリバリやってくれると思いますので、適当であると思っております。
議長（清水会長）	宮崎推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮崎委員 （下田・八束地区担当）	先ほども言ったように同じところですので、ハウスを建ててショウガをするということですので、問題ないと思います。
議長（清水会長）	続きまして、「徳留委員」3番についてお願いします。
●8番 徳留委員 （具同地区担当）	3月4日まず申請地の状況確認を行いました。申請地の現況は田となっています。土地の所在は6筆ありますが、ほぼ合わせると四角い土地となっています。田起こしをしている時と昨年まで耕作していないような時もありましたが、草を焼いてすぐに耕作できるような状況となっていました。その後借受人に電話での聞き取り調査を行いました。借受人は以前にも集積等促進計画の承認を得て土地を借りている方です。主に水稻を耕作しています。今回使用貸借しようとしている土地についてもすべて水稻を耕作することでした。周辺の農地もほぼ水稻の耕作がされており、影響はありません。また借受人は耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作すると認められ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められます。以上のことから、農用地利用集積等促進計画については適当であると考えます。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？

<p>◇宮地秀之委員 (中村・具同・東山地区担当)</p>	<p>先日現地を確認しました。今言われたとおり、以前から田んぼとして水稻をやっているところとやっていないところがありましたけど、今回全部やってくれるということで非常にいいと思います。特に問題はないと思います。</p>
<p>議長 (清水会長)</p>	<p>続きまして、「山本美加委員」4番についてお願いします。</p>
<p>●3番 山本美加委員 (中筋・東中筋地区担当)</p>	<p>2月27日電話にて申請地の状況確認及び聞き取りを行いました。申請者は前回も農地利用集積等促進計画を申請されて許可がおりた元気な76歳の男性です。申請地は田となっております。申請者は主に水稻を耕作している方で、今回借受しようとする農地についても水稻を耕作していくとのことです。周辺の農地に影響はありません。また申請者は耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められます。以上のことから、農用地利用集積等促進計画については適当であると考えます。</p>
<p>議長 (清水会長)</p>	<p>岡本推進委員から、意見などはございませんか？</p>
<p>◇岡本委員 (中筋・東中筋地区担当)</p>	<p>3月3日電話にて聞き取りをいたしました。何年も前から稲作を作っていたかのようにお願いして作ってもらったのですが、昨年になってやっとどなたが作ってくれているか分かりましたということでした。その方にお電話で聞き取りをしましたら、続けていくということでしたので、この申請の方はいいと思います。</p>
<p>議長 (清水会長)</p>	<p>以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員のご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>異議なし</p>
<p>議長 (清水会長)</p>	<p>ご意見・ご質問がないようですので、第3号議案 農用地利用集積等促進計画案について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p>
<p>農業委員</p>	<p>《全員挙手》</p>
<p>議長 (清水会長)</p>	<p>ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積等促進計画案について、これを適当と認め答申することといたします。</p>
<p>議長 (清水会長)</p>	<p>続きまして、第4号議案 農業振興地域整備計画の変更案について議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>第4号議案。市長より諮問のありました、四万十市農業振興地域整備計画の農用地区域、いわゆる農振農用地の変更案について説明いたします。農振農用地の変更の際には農業委員会総会に諮ることとなっていますので、ご審議の程よろしく申し上げます。議案書は9ページになります。今回の四万十市農業振興地域整備計画の変更につきましては、農振農用地への編入が4件、除外が5件となっております。</p> <p>はじめに編入案件から説明いたします。土地一覧表は10ページになります。編入対象地は土地一覧表のとおりです。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。番号1から4については、農地の保全目的の編入で、地域計画も変更になります。地域の農業の振興を図るため農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地と考えます。</p> <p>続きまして、除外案件について説明いたします。土地一覧表は11ページになります。除外対象地は土地一覧表のとおりです。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。番号1について、非農地証明申請をするための除外で、除外後は非農地証明申請が提出される予定です。番号2について、墓地を建築するための除外で、除外後は4条転用申請が提出される予定です。番号3と番号4について、道路建設のための除外で、除外後は5条転用申請が提出される予定です。番号5について、非農地証明申請をするための除外で、除外後は非農地証明申請が提出される予定です。これらは農振法（農業振興地域の整備に関する法律）の除外要件を満たしており、農振農用地からの除外は適当と考えます。</p>
議長（清水会長）	<p>ただいま事務局の説明が終わりました。</p> <p>続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。</p> <p>「山本美加委員」1番から4番について申し上げます。</p>
●3番 山本美加委員 (中筋・東中筋地区担当)	<p>まず1番についてご説明いたします。2月27日地元の方立会いのもと申請地の状況確認を行いました。現況は畑となっております。農用地区域への編入後は申請者が季節野菜を中心に果樹なども栽培していきたいとのこと。周辺の農地に影響はありません。以上のことから、農振地域整備計画については適当であると考えます。</p> <p>続きまして2番についてご説明いたします。2月27日地元の方立会いのもと申請地の状況確認及び電話で申請者への聞き取りを行いました。申請地は畑となっております。</p>

	<p>す。農用地域への編入後は申請者が一人でぶしゅかん、直七、柚子などを定植していくとのこと。周辺の農地に影響はありません。以上のことから、農振地域整備計画については適当であると考えます。</p> <p>続きまして3番をご説明いたします。同じく2月27日地元の方立会いのもと申請地の状況確認及び電話での申請者への聞き取りを行いました。申請地の現況は畑となっております。申請者は59歳の男性で父親の代からヒノキやスギを栽培しており、今回申請のあった農地についてもヒノキやスギの苗床として活用していくとのこと。申請者以外に4～5人の方と作業をしていくとのこと。周辺の農地に影響はありません。以上のことから、農振地域整備計画については適当であると考えます。</p> <p>続きまして4番をご説明いたします。同じく2月27日地元の方立会いのもと申請地の状況確認及び電話での申請者への聞き取りを行いました。申請地の現況は田となっております。申請者はJAの理事長をされていた方で重い責任のある役を務めた方です。50代の頃から約15年にわたり兄と2人で稲作をしているそうです。JAの理事長時代はほとんど兄中心の耕作でしたが、兄より圃場に近いかも、水を見たりと管理を担当していたそうです。今回申請の農地も稲作をしていくとのこと。以上のことから、農振地域整備計画については適当であると考えます。</p>
事務局	<p>補足します。この写真1番2番編入ということで丸が一つ、次の3番4番についても指定しているのが1ヶ所になっていますが、議案書に書いている例えば1番でしたら6筆、2番の分も合わせて7筆が丸の中と、写真と議案書の方が分かりにくくなっております。申し訳ございません。</p>
議長（清水会長）	<p>岡本推進委員から、意見などはございませんか？</p>
◇岡本委員 （中筋・東中筋地区担当）	<p>2月27日に事務局、山本委員、地元の方立会いですべて説明していただきました。今1、2、3、4と説明がありましたのに間違いございません。</p>
議長（清水会長）	<p>続きまして、「徳留委員」1番についてお願いします。</p>
●8番 徳留委員 （具同地区担当）	<p>番号1についてですが、2月27日に事務局職員、会長とともに現地確認を行いました。申請地の両隣は道路と同じ高さになっていますが、この申請地は道路より一段下にある土地となっていました。地目は田ですが、かなり以前より耕作されておらず、写真を見るとお草が生い茂っていて休耕地の状態でした。給水とか排水の関係で耕作が難しい土地ではないかというふうに推測しました。以上のこ</p>

	とから農振地域整備計画にかかる除外の申し出は適当であると考えます。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	2月28日に現状確認をしました。徳留委員が言われたとおりで特に問題はないと思います。
議長（清水会長）	続きまして、「土居委員」2番についてお願いします。
●16番 土居委員 （西土佐玖木地区ほか担当）	2番について説明します。2月24日室津推進委員、遠地職務代理人、事務局と現地の状況を確認して申請代理人より話を聞きました。申請地は栗畑の一部となっております。また申請地の周りは本人の宅地と栗畑で、一部分については他の人の栗畑がありますが同意書をもっているとのこと。周辺の農地に影響はありません。以上のことから、農振農用地区域からの除外は適当であると考えます。
議長（清水会長）	室津推進委員から、意見などはございませんか？
◇室津委員 （西土佐玖木地区ほか担当）	先ほど土居委員が言われましたように、申請代理人のもと4人で現地を見ましたが特にそこでの意見もなかってです。特に問題ないと考えております。
議長（清水会長）	続きまして、「山本美加委員」3番と4番についてお願いします。
●3番 山本美加委員 （中筋・東中筋地区担当）	3番と4番について説明いたします。2月27日に申請地の状況確認及び電話で申請代理人に聞き取りを行いました。申請地の現況は施行され道路として使用されています。また、この申請は以前に農地法第5条の許可を得て、それがソーラー設置に伴う資材置き場及び道路拡張の工事の施行の際の工事ミスを是正するためのものです。既存道路の拡張箇所は拡張工事完成後の測量で許可を受けた場所より、北側に4.93㎡ほど多く施行されていると判明し、その部分の是正のための申請となります。目的の場所以外の土地は考えられず、面積も妥当なものです。当時道を広くしてほしいという地元からの要望もあり道を広げたということです。以上のことから、農振地域整備計画については適当であると考えます。
議長（清水会長）	岡本推進委員から、意見などはございませんか？
◇岡本委員 （中筋・東中筋地区担当）	2月27日に事務局、山本委員とこの場所に行きました。資材を置くために道を広げた時にこのような状況になったそうです。今の説明で間違いありません。
議長（清水会長）	続きまして、「桑原委員」5番についてお願いします。
●4番 桑原委員 （西土佐江川崎地区ほか担当）	5番について説明させていただきます。2月20日遠地委員、武村推進委員それから事務局と現地の方を確認いた

	<p>しました。まず左側の方ですが場所は金網の向こう側になります。道路から傾斜地として斜面の位置になります。ちょっと見にくいかもしれませんが。畑としては田んぼとしても活用できないような状況でございます、今回の除外申請については非農地証明を取得するためとなっております。</p> <p>右側につきましては同じような状況で作付けもしておらず、ほぼ農機具等の通路として使っているような状態でございます。ここも同じような状態で非農地証明にする除外申請となります。特に問題はないと思っております。</p>
議長（清水会長）	竹村推進委員から、意見などはございませんか？
◇竹村委員 （西土佐江川崎地区ほか担当）	当日参加しまして現地の方を確認しました。今桑原委員から説明があったとおりで特に問題はなく除外申請には適当だと思います。
事務局	<p>すいません一点。14ページの別紙様式第5号の表を確認していただきたいんですが。これは農振農用地の除外の申請になります。14ページの表の真ん中右の方、用途・目的、手続きというところがありますが、この農振農用地の除外後の手続き、非農地証明の申請であったり4条の許可申請5条の許可申請を出す予定となっております。あくまで農振農用地外してからの申請になりますので、農振農用地除外許可後にこの手続きを行う予定という表になります。ちなみにさっきの5条許可申請について、山本委員の方から説明した分についてはすでに転用されているので顛末書付きの申請になるのではないかと思います、そういうふうな意味の表になっておりますので、本来ここで認可いただいた後に再度この申請がのちのち出るということになるかと思っておりますのでよろしくお願ひします。</p>
議長（清水会長）	<p>以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。</p> <p>ご意見、ご質問はございませんか。</p>
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第4号議案 農業振興地域整備計画案について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》

議長（清水会長）	<p>ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農業振興地域整備計画案について、これを適当と認め答申することといたします。</p>
議長（清水会長）	<p>続きまして、第5号議案 市長より諮問のありました地域計画の変更案について議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは第5号議案の地域計画の変更について、市長より地域計画変更(案)について諮問がありましたので説明いたします。議案書は15ページ、地域計画の変更内容一覧は16ページから20ページになります。説明いたします。地域計画につきましては、変更する際には、必要な手続きとして、関係機関に意見を聴取することとなっております。今回関係機関への意見聴取の過程で、農業委員会として地域計画の変更案について意見を述べるものです。それでは16ページ地域計画の変更内容一覧をご覧ください。</p> <p>番号1については、非農地のための除外です。前のスクリーンをご覧ください。除外対象地は、地域計画の変更内容一覧のとおりです。先程の4号議案にありましており、農振農用地の除外申請も提出されております。現況地目は田となっておりますが、現状、雑草が覆い茂っており、計画上も白地で担い手はありません。本件農地が地域計画外となっても地域における営農に支障がないものと考えます。なお、地域計画除外後に非農地証明書の交付を予定している土地となります。</p> <p>番号2については、墓地を建築するための除外です。前のスクリーンをご覧ください。除外対象地は、地域計画の変更内容一覧のとおりです。先程の4号議案にありましており、農振農用地の除外申請も提出されております。本件農地が地域計画外となっても地域における営農に支障はないものと考えます。なお、地域計画除外後に農地転用を予定している土地となります。</p> <p>番号3については、転用を予定している土地となります。前のスクリーンをご覧ください。除外対象地は、地域計画の変更内容一覧のとおりです。現況地目は田となっておりますが、現状、計画上も白地で担い手はありません。本件農地が地域計画外となっても地域における営農に支障がないものと考えます。なお、地域計画除外後に農地法5条の申請を予定している土地となります。</p>

	<p>番号4については、非農地のため除外です。前のスクリーンをご覧ください。除外対象地は、地域計画の変更内容一覧のとおりです。先程の4号議案にありましたとおり、農振農用地の除外申請も提出されております。本件農地が地域計画外となっても地域における営農に支障がないものと考えます。なお、地域計画除外後に非農地証明書の交付を予定している土地となります。</p> <p>続きまして、議案書17ページ18ページをご覧ください。お手元に目標地図がありますのでそちらを参照してください。5番から8番にかけては地域計画に新たに追加するものです。現在農地として利用されており、農地保全のため地域計画に追加するものです。なお、地域計画追加後は中山間地域等直接支払制度を利用する予定です。</p> <p>続きまして、議案書の19ページ20ページをご覧ください。番号9番につきましては、耕作者の変更をするものです。すでに令和7年度中に農業委員会の決議を受けている利用権設定、農用地利用集積等促進計画に基づき耕作者を変更するものですので9番につきましては委員等の意見は省略いたします。</p>
議長（清水会長）	<p>ただいま事務局の説明が終わりました。</p> <p>続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。</p> <p>「徳留委員」1番についてお願いします。</p>
●8番 徳留委員 (具同地区担当)	<p>先ほど4号議案で農業振興地域整備計画で話したとおり重複しますが、番号1についてですが、2月27日に事務局職員、会長とともに現地確認を行いました。申請地の両隣は、写真で見ただけならちよつと分からないかもしれないけど、向こう側と手前側になりますが。道路と同じ高さになって両隣はなっています。この土地だけが道路より一段低い土地となっていました。地目は見てのとおり田というふうになっておりますけれども、かなり以前から耕作されていない感じで草が生い茂っていて休耕地のような状態でした。給水とか排水等の関係で耕作が難しい土地ではないかというふうに推測しています。以上のことから地域計画の変更については適当であると考えます。</p>
議長（清水会長）	<p>宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？</p>
◇宮地秀之委員 (中村・具同・東山地区担当)	<p>2月28日に現地を確認しました。今徳留委員が言ったとおりで地域計画から除外することは特に問題ないと思います。</p>

議長（清水会長）	続きまして、「土居委員」2番についてお願いします。
●16番 土居委員 （西土佐玖木地区ほか担当）	2番について説明します。先ほど第4号議案除外案件の中で説明したとおりです。2月24日関係者で現地確認を行いました。申請地は栗畑の一部で、農振農用地区域から除外の後は4条の許可申請をして墓地を作る予定です。周辺の農地の人からも同意書をもってあります。周辺の農地にも影響はありません。以上のことから、地域計画の変更案については適当であると考えます。
議長（清水会長）	室津推進委員から、意見などはございませんか？
◇室津委員 （西土佐玖木地区ほか担当）	土居委員が説明したとおりですが、周辺も栗を作っており、地域計画の変更で除外ということについても問題がないと考えております。
議長（清水会長）	続きまして、「谷崎委員」3番についてお願いします。
●10番 谷崎委員 （蕨岡甲・東山地区担当）	2月27日9時半ごろ申請代理人、事務局、会長と現地確認を行いました。申請地は資材置き場への転用を考えているが、地域計画にかかる土地なのでまず除外申請をするという案件です。前のスクリーンを見てもらったら分かりますが、現在申請地は地主より借り入れしている耕作者が今年作に向けてきれいに野焼きをされていて準備をしている状況です。耕作者の耕作意欲が見受けられました。今回地域計画除外申請は受理して、次に転用申請があった際には県を交えて審議すると事務局も話していたので、今回の除外申請は問題ないと判断しました。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	2月28日に現地を確認しました。今谷崎委員が言ったとおりで、地域計画から除外することについては問題がないと思います。
議長（清水会長）	続きまして、「桑原委員」4番についてお願いします。
●4番 桑原委員 （西土佐江川崎地区ほか担当）	4番について説明させていただきます。今回の案件につきましては、非農地証明に関わる除外申請となります。現場の方は写真のとおりになります。すでに立木、それから耕作をしていないような状態でございます。今回の除外申請については問題ないと

議長（清水会長）	竹村推進委員から、意見などはございませんか？
◇竹村委員 （西土佐江川崎地区ほか担当）	今桑原委員の説明があつたとおりで片っぼ左側ほぼ法面が占めている場所で右側は機械道として使われているところなので問題はなく申請は妥当だと思います。
議長（清水会長）	続きまして、「伊勢脇委員」5番についてお願いします。
●15番 伊勢脇委員 （富山地区担当）	当該地域の土地に関しましては、現在農地として利用されており今後も地域の農地を活用保全をしていくと伺っています。地域計画の変更につきましては妥当と考えます。
議長（清水会長）	東推進委員は本日欠席ですが、5番について適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「植委員」6番についてお願いします。
●19番 植委員 （大川筋地区担当）	当該地区の一覧の土地に関しては現在農地として利用されており今後も地域の農地として活用保全していくと伺っています。地域計画の変更については妥当と考えます。
議長（清水会長）	武井推進委員から、意見などはございませんか？
◇武井委員 （大川筋・後川地区担当）	特段問題になるような案件はないかと確認しております。今回の一覧の部分的な問題についてはすべて妥当というふうに認識しております。
議長（清水会長）	続きまして、「谷崎委員」7番についてお願いします。
●10番 谷崎委員 （蕨岡甲・東山地区担当）	当該地区の一覧の土地に関しましては、現在農地として利用されております。今後も地域の農地として活用保全していくと伺っております。地域計画の変更につきましては妥当と考えます。
議長（清水会長）	東推進委員は本日欠席ですが、7番について適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「山本美加委員」8番についてお願いします。
●3番 山本美加委員 （中筋・東中筋地区担当）	8番の当該地区の土地の一覧につきましては、現在農地として利用されており、今後も地域の農地として活用保全していくと伺っています。地域計画の変更につきましては妥当と考えます。
議長（清水会長）	岡本推進委員から、意見などはございませんか？

◇岡本委員 (中筋・東中筋地区担当)	今山本委員が説明してくださったとおり地域計画の変更につきましては妥当と考えています。
議長 (清水会長)	以上で関係委員のご意見が終わりました。委員の皆様からご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長 (清水会長)	ご意見・ご質問がないようですので、第5号議案 地域計画の変更案について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いします。
農業委員	《全員挙手》
議長 (清水会長)	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、地域計画の変更案について、これを適当と認め答申することといたします。
議長 (清水会長)	続きまして、報告事項がございますので事務局よりお願いいたします。
事務局	<p>農地形状変更届出書の提出が1件ありましたので、書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。議案書と一緒に配布しております別紙の「報告事項 農地形状変更届出について」をご覧ください。形状変更につきましては、本市の農地形状変更指導要領第5条第2項により、届出書の提出があった場合、農業委員会総会で報告することとされておりますので、本日報告するものです。</p> <p>番号1 土地の表示は具同字西大坪、以下届出人、届出事由等は報告事項記載のとおりです。2月27日に会長と地区担当の徳留委員立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。なお、届出より前に埋め立てを行っていたため顛末書付きでの届出となっております。変更を行う理由としましては、畑として活用するため、土地の埋め立てを行うものです。形状変更後はみかんを栽培していくこととしており、耕作の用に供することを確認しております。以上のことから、農地形状変更指導要領第3条の各号の基準に全て適合すると判断し、届出者に対し令和8年3月4日付で形状変更同意通知書を交付しましたので、ご報告いたします。なお、工事完了後は農地形状変更指導要領第7条第2項の規定により、再度現地確認をすることとしております。</p> <p>令和8年度最適化活動の目標の設定等について説明を行います。お手元に配布させていただいております両面2枚</p>

	<p>綴りの「令和8年度最適化活動の目標の設定等（別紙様式1）」をご覧ください。</p> <p>1 ページ目の「農業委員会の状況」については、事務局が調べたものです。昨年度からの大きな変動はありません。</p> <p>次に、2 ページ目の「Ⅱ最適活動の目標」をご覧ください。「①の現状」についてですが、「管内の農地面積」は2080ヘクタール、「これまでの集積面積」は254.9ヘクタール、集積率は12.3%です。「課題」については、利用権設定等を行っていないケースも多く、集積実態の把握が難しい状態です。また、未相続の農地が多く、利用権設定等の法的手続きが困難なケースもあります。「②の目標」についてですが、「農地の集積の目標年度」は令和13年度、「集積率」は58%です。これは、県の目標に合わせております。今年度の新規集積面積は15ヘクタールとし、「これまでの集積面積」254.9ヘクタールに15ヘクタールを加えたものが、「今年度末の集積面積（累計）」269.9ヘクタールとなります。よって、「（目標）今年度末の集積率」が13.0%となります。（2）遊休農地の解消についてですが、遊休農地は67.4ヘクタールです。昨年度からの大きな変動はありません。</p> <p>次に、3 ページ目の「（3）新規参入の促進」をご覧ください。「①現状」の「令和7年度新規参入者」は2経営体で0.6ヘクタールです。「課題」は、新規就農を希望する者にとっては、農地や資金の確保が課題となっております。「①目標」の「権利移動面積」は3年間の平均が9ヘクタールです。次に「2最適化活動の活動目標」ですが、推進委員等の日数目標は、ひと月6日となっており、県の目標に合わせております。「活動強化月間の設定目標」は、取組時期を「8月～10月」とし、「取組項目」が「農地の集積」となります。内容は、農業委員・推進委員と連携して農地中間管理機構による貸借の周知を行い、農地の賃貸借等の推進を図ることとし、また地域計画のブラッシュアップに向けた会を開催いたします。ご協力をお願いします。説明は以上となります。</p>
議長（清水会長）	以上で事務局からの説明が終わりました。
議長（清水会長）	<p>最後に、委員の皆様から何かございませんか。</p> <p>ないようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。</p> <p>これにて閉会といたします。</p>

四万十市農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和8年3月6日

議長 清水優志

署名委員 山本美加

署名委員 桑原宏文